

各 位

三井住友信託銀行株式会社

## 赤坂七丁目国有財産の管理・処分に係る国有財産信託契約について

三井住友信託銀行株式会社(取締役社長:米山 学朋、以下、「当社」)は、本日別添の国有財産(以下、「本信託財産」)に関し、管理・処分に係る国有財産信託契約書(以下、「本信託契約」)に基づき本信託財産の受託を開始しましたのでお知らせします。

### 1. 当社における不動産事業の取り組み

当社は、「託された未来をひらく」をパーパスとして掲げ、信託の多彩な機能や、高度な専門性・総合力、フィデューシャリー等を含有する「信託の力」で「未来をひらく」ことを実現するために、資金・資産・資本の好循環を生み出し、社会の新たな価値の創出に取り組んでいます。

この新たな価値の創出に関し、不動産事業では、不動産仲介・開発・有効活用・建築・環境配慮等の各種コンサルティング、アセットマネジメント、不動産カस्टディ機能等を総合的に発揮し、お客様の課題解決や市場への安心・安全の提供に貢献しています。

### 2. 本信託契約の概要

本信託契約は本信託財産を信託受託した上で、その管理と処分を行う土地信託の手法を活用するものです。当社が委託者である国に代わり国有財産を適切に管理・処分します。具体的には、当社は信託受託者として本信託財産の所有権移転を受け、本信託財産が含まれる赤坂七丁目2番地区第一種市街地再開発事業(以下、「本再開発事業」)において地権者として必要な活動を行います。その上で、当社は、本信託財産および本再開発事業によって建築される建物(以下、「本建物」)について、本信託財産に相応する持分に応じて取得する権利を本建物竣工までに第三者に売却します。

土地信託は当社主導で開発された価値創造の手法です。1986年に国公有地の土地信託が可能となったこと受け、当社は国有地および公有地の土地信託の第1号を受託しました。その後、都市再開発等の分野で、官民一体でのまちづくりや地域活性化などの時代の要請にも合致し、土地信託のパイオニアとして業界を牽引してきました。本信託契約の締結は、国有財産を適切に管理・処分するという社会課題の解決を信託の力で貢献するものとなります。当社は今後も信託の力を活用した社会課題解決型ビジネスを推進していきます。

### 3. 今後のスケジュールについて

本再開発事業の進捗等によって変動する可能性があります。

- ・本信託契約の開始:2026年5月1日
- ・本建物の竣工:2029年2月
- ・本信託契約期限:2031年4月末または本信託財産が売却されるまで

以 上

(別添)

本信託財産

所在地	地目	地積(m <sup>2</sup> )	備考
東京都港区赤坂 7-601	宅地	8,719.04	持分 1,000,000 分の 52,702